

令和5年度若年者を対象とした消費者啓発 SNS 広告配信業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業の目的

本事業は、若年層が日常的に利用する SNS を活用し、成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起や「消費者ホットライン188（いやや）」を県内全域に周知し、若年層の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とする。

具体的には、啓発 CM を作成し、10代から20代の若年層とその親世代をターゲットに、動画サイトや各種 SNS において啓発 CM を配信することで、若年者に対し、消費者契約に関する意識の高揚を図ることとする。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和5年度若年者を対象とした消費者啓発 SNS 広告配信業務
- (2) 委託期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (3) 業務内容 別添業務仕様書のとおり

3 契約上限額

4,658,500円（消費税及び地方消費税含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 不適合事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 参加に際して事実を反する申込みや提案等の不正行為があったとき。
- (4) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 提出を求める企画提案資料等及び提出部数

提案者は、下記に定める企画提案資料等を提出期限までに提出してください。

なお、企画提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

企画提案資料等

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）【1部】

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）

(2) 事業者の活動状況、実績がわかる資料（法人の概要等）【正本1部及び副本7部】

(3) 企画提案書【正本1部及び副本7部】

① 様式

A4判・文字サイズ10ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。

② 内容・構成

以下の内容を記載すること。

ア 業務実施の基本方針

イ 業務実施の体制（緊急時のリスク管理体制、個人情報を取り扱う場合には個人情報保護管理体制を含む。）

ウ 業務の全体的な企画提案

・啓発CMの内容

・啓発CMの制作方法と形式の工夫

・啓発CM配信時に想定されるインプレッション回数と効果について

※広告配信費については、契約金額に占める当該費用の割合を提示すること。また、掲載するバナーや投稿文等のコンテンツ作成が必要な場合は、その内容についても併せて記載すること。

なお、契約上限金額（本業務に係る一切の金額を含む）の範囲内であれば、その他の広報の提案を妨げない。

エ 業務の全体スケジュール

オ 企画提案に関する有効な資料（過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施状況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。）

カ その他提案に必要な事項

(4) 経費見積書（見積書、費用内訳書）【正本1部及び副本7部】

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。また、契約額は課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積書記載金額の100分の110に相当する金額とする。なお、契約金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合、商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されている6月以内に発行したもの）の写し【1部】

7 提出資料の提出期限及び提出先

【企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）、委任状（第2号様式）について】

※委任状（第2号様式）は提出の必要がある場合のみ

(1) 提出期限：令和5年8月8日（火）16時（必着）

- (2) 提出場所：〒514-0004
三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班
- (3) 提出方法：上記提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること。
- (4) 回答期限：8月23日(水)17時までに各申請者あてに電話連絡を行うとともに、文書で通知します。

【その他の提出資料について】

- (1) 提出期限：令和5年8月25日(金)16時(必着)
- (2) 提出場所：〒514-0004
三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班
- (3) 提出方法：上記提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること。
- (4) その他：登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合、商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されている6月以内に発行したもの)の写しについて、企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)と併せて提出した場合の再提出は不要です。

8 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の期間
令和5年7月28日(金)から8月3日(木)16時まで(必着)
- (2) 質問の方法
電子メール又はFAXで提出すること。
- (3) 質問に対する回答
令和5年8月7日(月)16時までに回答を三重県ホームページに掲載します。

9 最優秀提案の選定方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料等を、別に設置する「令和5年度若年者を対象とした消費者啓発 SNS 広告配信業務企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)」においてプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案を選定します。

- (1) 企画提案コンペにかかる選定基準
- ① 目的適合性 (比重配点×2)
 - ・「成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起」及び「消費者ホットライン188」を県内全域に周知するという業務目的に合致した提案となっているか。
 - ② 企画性 (比重配点×2)
 - ・若年者やその保護者等の興味を引き付ける内容や話題性を有しているか。
 - ・若年者に多い消費者トラブルに関する情報がわかりやすく、かつスムーズに伝わるか。
 - ③ 経済性 (比重配点×1)
 - ・必要となる経費が適切に見積もられているか。
 - ④ 業務遂行能力 (比重配点×1)
 - ・業務を遂行するための専門的知識があるか。
 - ・不測の事態が生じた際のリスク管理体制が整っているか。

- ⑤ 計画性（比重配点×1）
- ・業務のスケジュールは適切か。
- (2) 企画提案コンペ（プレゼンテーション審査）の実施
- 企画提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案を選定します。
- ① 日時
- 令和5年9月1日（金）
- ② 場所
- 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階研修室
- ③ その他
- プレゼンテーションによる説明は、「6 提出を求める企画提案資料等及び提出部数」で提出した企画提案資料等により行うものとします。
- 提案者毎の開始時間は、メール又はFAXによりおって連絡します。
- (4) 審査の結果
- 最優秀提案を決定した後、全ての企画提案者に対して速やかに通知します。

10 委託契約の締結

契約の締結に当たって、最優秀提案者は下記の書類を速やかに提出すること。

ただし、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）すること。

- (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す契約実績証明書を提出いただく場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しない。

18 連絡先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

TEL：059-224-2400 FAX：059-224-3372 E-mail：shouhi@pref.mie.lg.jp